

刈谷市入札及び契約過程に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨等を踏まえ、入札及び契約の過程に関する苦情処理の手続について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び随意契約等における苦情処理の手続について適用する。ただし、設計金額が130万円を超えないものを除く。

(苦情申立て)

第3条 一般競争入札において、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、市長に対して入札参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。

2 随意契約において、入札参加資格者名簿に当該契約と同一の工事種別に登録がある者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情申立てについての明示)

第4条 市長は、前条の規定による説明の要求（以下「苦情申立て」という。）ができる旨及びその手続について窓口等に掲示するものとする。

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情申立ては、次の各号に掲げる不服に応じ、当該各号に定める期間内において説明要求書（様式第1号）により、市長に対して行うものとする。

(1) 第3条第1項に規定する不服 一般競争入札参加資格確認結果通知書の発行日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内

(2) 第3条第2項に規定する不服 随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内

2 説明要求書（様式第1号）には、申立者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第6条 市長は、苦情申立てがあったときは、次条の規定により却下する場合を除き、苦情申立てがあった日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に苦情申立てを行った者（以下「苦情申立者」という。）に対して回答書（様式第2号）により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。この場合において、市長は、苦情申立者に延長の理由を付して書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による回答（以下「苦情申立てに対する回答」という。）において、苦情申立てに係る不服の内容を認めなかったときは、回答書（様式第2号）に再度の苦情申立て（以下「再苦情申立て」という。）ができる旨及びその手続について教示するものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、苦情申立ての期間が経過していることその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立てを却下し、苦情申立却下通知書（様式第3号）に却下の理由を付して苦情申立者に通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、苦情申立てに対する回答を行ったときは、説明要求書（様式第1号）及び回答書（様式第2号）を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 苦情申立てに対する回答になお不服がある苦情申立者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができるものとする。

(再苦情申立ての方法)

第10条 再苦情申立ては、苦情申立てに対する回答を受け取った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、再苦情申立書（様式第4号）により市長に対して行うことができるものとする。

2 第5条第2項の規定は、再苦情申立てについて準用する。

(入札監視委員会への審議依頼)

第11条 市長は、再苦情申立てがあったときは、第13条の規定により却下する

場合を除き、速やかに刈谷市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第12条 市長は、委員会から再苦情申立てに係る審議結果の報告を受けたときは、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に再苦情申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に対して回答書（様式第5号）により回答するものとする。

2 市長は、前項の規定による回答（以下「再苦情申立てに対する回答」という。）において、再苦情申立てに係る不服の内容を認めなかったときは、当該再苦情申立てに根拠が認められないと判断した理由を回答書（様式第5号）に明示するものとする。

3 市長は、再苦情申立てに対する回答において、再苦情申立てに係る不服の内容を認めたときは、当該再苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を回答書（様式第5号）に明示するものとする。

4 市長は、再苦情申立てに対する回答に当たっては、委員会の意見を尊重するものとする。

（再苦情申立ての却下）

第13条 市長は、再苦情申立ての期間が経過していることその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情申立てを却下し、再苦情申立却下通知書（様式第6号）に却下の理由を付して再苦情申立者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により再苦情申立てを却下したときは、委員会に報告するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第14条 市長は、再苦情申立てに対する回答を行ったときは、再苦情申立書（様式第4号）及び回答書（様式第5号）を速やかに公表するものとする。

（入札手続の続行）

第15条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。